

家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 府市統合本部の基本方針に従った、家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態について具体的な検討を行うため、家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 受皿組織の設立に関すること
- (2) 現業職員の身分移管に関すること
- (3) その他リーダーが必要と認める事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表のリーダー、メンバー及びサブメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、プロジェクトチームの会議を招集し、主宰する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、第1項に規定する者以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 4 リーダーが必要と認めるときは、会議に学識経験者及び民間企業経営に関する専門家の出席を求め、その説明を受け、又はその意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 プロジェクトチームの庶務は、環境局総務部企画課（運営改革担当）において処理する。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

(別表)

役 割	補 職
リーダー	環境局改革担当部長
メンバー	環境局総務部長
	環境局事業部長
	環境局総務部総務課長
	環境局総務部運営改革担当課長
	環境局総務部職員課長
	環境局事業部事業管理課長
	環境局事業部家庭ごみ減量課長
	都市制度改革室長
サブメンバー	都市制度改革室府市再編担当課長
	人事室人事課長